

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって  
住居を喪失するおそれのある方  
又は喪失された方へ  
～住居確保給付金のご案内～



むさし●フロント ぬさか

朝霞市

# もくじ

■ 住居確保給付金とは	1
■ 申請理由及び受給後の活動内容の確認	2
■ 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります	3
■ 住居確保給付金の支給額	5
■ 支給期間	6
■ 支給方法	6
■ 住居確保給付金の受給中の義務	6
■ 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は	7
■ 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は	7
■ 住居確保給付金の申請をするために必要なもの	8
■ 住居確保給付金の申請から決定まで	9
■ すでに住居を喪失している方	10
■ 受給中に常用就職した場合は届出が必要です	10
■ 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です	10
■ 支給額が変更となる場合があります	11
■ 住居確保給付金の中断について	11
■ 住居確保給付金を中止する場合があります。	11
■ 住居確保給付金の再支給について	12
■ 住居確保給付金の返還を求める場合があります	13
■ 不正受給防止のための取組みについて	13

## 住居確保給付金とは

離職・廃業から2年以内※1、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失するおそれのある方又は喪失した方を対象として、一定期間家賃相当額を直接不動産媒介業者等に支払うとともに、朝霞市福祉相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※1 当該期間に、疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により連続して30日以上求職活動を行うことが出来なかった方は、当該期間を2年加算し、最大4年以内であれば受給資格がある場合があります。

支給額：以下を上限として、収入に応じて調整された額を支給

47,700円（単身世帯）57,000円（2人世帯）

62,000円（3～5人世帯）

67,000円（6人世帯）74,400円（7人以上世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産媒介業者等へ代理納付

※ただし、家賃の支払いが、クレジットカードを使用する方法に限定している等の場合は、直接給付にすることもできます。





## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべての要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある方又は住居を喪失している方。
- ② 申請日において、以下のいずれかの状況である方。
  - 離職等：申請日において、離職・廃業の日から2年以内（要件に当てはまる場合は最大4年以内）である。（※1を参照）
  - 休業等：就業による給与等の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ 申請者が、以下の時点において主たる生計維持者である。
  - 離職等：離職等の日において、主たる生計維持者であった。
  - 休業等：申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、収入基準額（基準額と申請者の居住する家賃額※2を合計した額）以下である（収入には、公的給付等※3を含む）。

※2 本市における住宅扶助額を上限とします。

※3 定期的に支給される、失業給付や公的年金、仕送りなどを言います。なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金や各種保険金、借入金、退職金などの臨時的な給付は含みません。

世帯人数	基準額	支給額（上限）	収入基準額
1人	84,000円	47,700円	基準額（左記）＋ 家賃額（ただし、家賃額は、 単身世帯は47,700円、 2人世帯は57,000円、 3人～5人世帯は62,000円、 6人世帯は67,000円、 7人以上世帯は74,400円 が上限）
2人	130,000円	57,000円	
3人	172,000円	62,000円	
4人	214,000円		
5人	255,000円		
6人	297,000円	67,000円	
7人	334,000円	74,400円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 求職活動について

④ 常用就職を目指した求職活動を行う方：公共職業安定所（ハローワーク）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

⑤ 事業再生等を目指した活動を行う方：経営相談先への相談や動計画に基づく活動を行うこと。

- ⑦ 地方自治体等が実施する離職者に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。



## 住居確保給付金の支給額

支給額は、次の①②のいずれかによって計算された額（ただし当該額が家賃基準に基づく額を超える場合は、家賃基準に基づく額※4を上限）とします。

①申請日の属する月における世帯の収入額※5が基準額以下の場合。

賃借する住宅の一月当たりの家賃額※6

②申請日の属する月における世帯の収入額※5が基準額を超える場合。

$(\text{基準額} + \text{賃借する住宅の一月当たりの家賃の額}※6) - \text{世帯の収入額}※5$

※4 家賃基準に基づく額とは、2ページの表の支給額になります。

※5 収入額は総支給額になります。

※6 家賃額に共益費や管理費等は含みません。

\*収入がある場合の支給例\*

●単身世帯で家賃45,000円、収入が10万円ある場合

支給額 =  $(\underbrace{84,000\text{円}}_{\text{単身世帯の基準額}} + \underbrace{45,000\text{円}}_{\text{家賃額}}) - \underbrace{100,000\text{円}}_{\text{収入合計}}$

= 29,000円

●2人世帯で家賃100,000円、世帯収入が15万円ある場合

支給額 =  $(\underbrace{130,000\text{円}}_{\text{2人世帯の基準額}} + \underbrace{100,000\text{円}}_{\text{家賃額}}) - \underbrace{150,000\text{円}}_{\text{2人の収入合計}}$

= 80,000円

2人世帯における家賃基準に基づく額を超えるため、

支給額は 57,000円

## 支給期間

### 3か月間

一定の要件により、2回の延長が可能です。（最長9か月）

## 支給方法

朝霞市より、不動産媒介業者等の口座へ振り込みます。（代理受領）

※クレジットカード等での支払いを行っている場合については、ご相談ください。

## 住居確保給付金の受給中の義務

◇住居確保給付金の受給期間中は、受給者の状況ごとに①常用就職に向けての求職活動または、②事業再生等を目指した活動、それぞれを行う必要があります。

### ①常用就職を目指した求職活動を行う場合

- 1 申請時に公共職業安定所（ハローワーク）等への求職申込みを行う
- 2 月4回以上の朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）との面談等を受ける
- 3 月2回以上の公共職業安定所（ハローワーク）等で職業相談を受ける
- 4 原則週1回以上の企業等への応募を行うまたは、面接を受ける

補足：令和3年9月21日からハローワークインターネットサービス上の手続きのみで求職登録が可能になりました。

※右記のQRコードから求職登録にアクセスできます。



### ②事業再生等を目指した活動を行う場合

- 1 申請時に経営相談先（商工会議所等）等への相談申込みを行う
- 2 月4回以上の朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）との面談等を受ける
- 3 原則月1回以上の経営相談先で面接等の支援を受ける
- 4 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、計画に基づく取組を行う

※6か月以降もなお事業の再生ができず再延長になった場合には、①「常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。



## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用できる可能性があります。

### ※ 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- ① 住宅入居費：40万円以内
- ② 生活支援費：2人以上世帯／月20万円以内（単身／15万円以内）
- ③ 一時生活再建費：60万円以内

※詳しくは、朝霞市社会福祉協議会（486-2478）にお問い合わせください。

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用できる可能性があります。

### ※ 臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類  
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、各種障害者手帳 等)
- ④ 離職関係書類  
離職等：離職・廃業の日から2年以内であることが確認できる書類※7  
(離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格証 等 入手に時間がかかる場合はご相談ください。)  
※7 当該期間に、疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により、連続して30日以上求職活動を行うことが出来なかった方は、当該期間を2年加算し、最大4年以内であれば受給資格がある場合があります。  
  
休業等：申請者の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少した場合で、雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書など
- ⑤申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち、収入がある者についての収入が確認できる書類の写し  
(給与明細書、すべての預貯金通帳の収入の振込の記載ページ、「雇用保険受給資格者証」「年金振込額通知書」などの公的給付の支給額が分かるもの)
- ⑥申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し  
※ネットバンキングなどをお持ちの場合は該当ページを印刷して持参してください。
- ⑦求職申込関係  
ハローワークが発行する「求職番号」が分かるものまたは、経営相談先の名称が分かるもの。
- ⑧入居住宅に関する状況通知書
- ⑨賃貸借契約書の写し



状況に応じて必要な書類が異なる場合があります。  
詳しくは相談時にご説明いたします。

# 住居確保給付金の申請から決定まで

## ◆申請書の交付

住居確保給付金の相談を受付した後、支給申請に必要な書類を交付します。

## ◆入居住宅の不動産媒介業者等との調整

不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

## ◆ ハローワーク等への求職申込みまたは、経営相談先への相談申込

④常用就職を目指した活動を行う方は、ハローワーク等で求職申込みを行い、求職番号を取得してください。

⑤事業再生等を目指した活動を行う方は、経営相談先へ相談申込を行い、助言等を受けながら自立に向けた活動計画を作成してください。

## ◆ 住居確保給付金の申請書類の提出

P7「住居確保給付金の申請をするために必要なもの」の書類をそろえ、朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）に提出してください。

## ◆ 住居確保給付金の審査・決定

①申請に必要な書類が全て提出された段階で審査を行います。

② **受給資格あり**と認められた場合

「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、毎週の求職活動状況等を報告するための用紙が配布されます。

- ・ 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）から送付します。
- ・ 住居確保給付金は朝霞市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。

② **受給資格なし**と判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産媒介業者等に住居確保給付金が不支給となった旨を連絡してください。

### 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、朝霞市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。

## すでに住居を喪失している方

まずは朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）にご相談ください。

住居確保給付金の要件を満たすか等の状況を伺うとともに、他制度についての助言やご案内を行います。

※入居希望住宅については、ご自身で探していただきます。

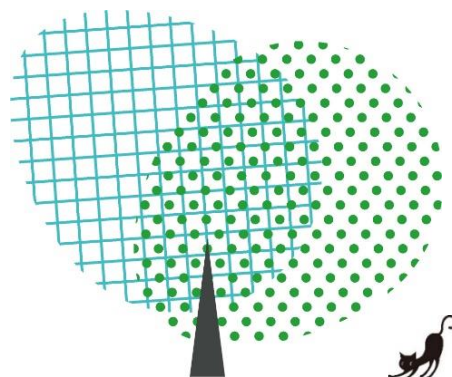
## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）へ提出してください。
- ◆ 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）に毎月指定の期日までに提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 支給期間中に常用就職ができなかったり（離職・廃業の方）、収入を得る機会が減少したまま（休業等の方）の場合であって、要件に該当した場合、3か月間の支給期間を2回まで、延長することが可能です。

※ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金ができる書類を準備して、朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）へお越し下さい。



## 支給額が変更となる場合があります

- ◆ 以下の場合、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）に申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変更された又は収入が減少したことが証明できる書類をお持ちのうえ、朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）へお越してください。

## 住居確保給付金の中断について

- ◆ 住居確保給付金を受給中に、疾病または負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、支給を中断します。中断期間中は、原則毎月1回の体調報告と求職活動再開の意思確認をします。求職活動を再開できるときは、支給を再開できます。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

以下の項目に該当する場合、住居確保給付金の支給を中止する場合があります。なお支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

- ◆ 6ページ記載の「住居確保給付金の受給中の義務」の活動を怠る場合。
- ◆ 毎月4回の報告等を怠る場合。
- ◆ 朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）が策定した支援プランに従わない場合。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合（その収入が得られた月の支給から中止します）、または、休業等の状態から通常の勤務に戻った場合。
- ◆ 住宅を退去した場合（不動産媒介業者等からの要請の場合や朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）の指示による場合を除く。）退去した日の属する月の翌月の家賃相当分の支給から中止します。

- ◆ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- ◆ 受給者及び受給者と同一世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- ◆ 禁錮刑以上の刑に処された場合
- ◆ 生活保護費を受給した場合
- ◆ 上記のほか、受給者死亡等で支給することが困難となった場合

## 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の再支給を受ける場合、以下の要件に該当している方が対象です。申請日によっても、申請要件が異なるため、再支給を希望される場合は、朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）へお問い合わせください。

### 【申請日】

令和6年3月31日まで

#### ①の要件

令和6年4月1日以降

#### ①②のすべての要件

### 【要件】

①住居確保給付金の受給を常用就職などにより終了した後に、新たに解雇※<sup>8</sup>その他事業主の都合による離職・廃業※<sup>9</sup>、もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少していること。

※<sup>8</sup> 受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く

※<sup>9</sup> 本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く

②従前の住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること。

## 住居確保給付金の返還を求める場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金について朝霞市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

## 不正受給防止のための取組みについて

- ◆ 前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地へ確認することがあります。
- ◆ 必要に応じ、住宅訪問や居住実態を確認し、併せて居住環境や生活面の支援を行うことがあります。





© むさしのフロントあさか

お問い合わせ先  
朝霞市 福祉部 福祉相談課 福祉相談係  
TEL：048-423-5082